

令和6年度水質検査計画

古戸

0

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	基本検査頻度	令和6年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	63	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	0.0004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	0.005	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.37	0.34	0.47	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.02	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.06	0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.0093	0.0097	0.013	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.005	0.008	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	8.1	8.2	8.2	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	8.8	8.2	8.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	29	29	30	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	76	63	78	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌培養生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌培養生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	6.8	6.8	6.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 1 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 2 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 3 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。